

投資信託を活用した 大和証券での資産運用のポイント

2022年10月作成

当資料は大和証券株式会社が作成した販売用資料です。当資料の中で記載されている内容・数値等は当資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。また、掲載のデータが事実と異なっていたことにより、生じた損害等に対する一切の責任は負いかねます。当資料中における運用実績等は過去の実績および結果を示したものであり将来の成果を示唆、保証するものではありません。当社では、お客さまからお申し出いただいている投資方針に適した商品もしくは取引をご案内することを勧誘方針としておりますが、当資料に掲載の投資信託は現在のお客さまの投資方針に必ずしも適さない場合があります。このため、当該投資信託がお客さまの投資方針に適さない場合、そのリスクをご理解いただき、投資方針をご変更いただいた上で、お取引いただくこととなります。また、投資方針のご変更をご希望の場合におきましても、お客さまのご経験等、諸般の事情によりお受けできない場合もございますことを、あらかじめご了承ください。投資方針と各種金融商品の関係など、ご不明の点がございましたら、当社お取扱窓口までお問合せください。投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、大和証券のお取引窓口までお願いいたします。

商号等：大和証券株式会社 / 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会

投信信託説明書（交付目論見書）のご請求・お申込みは・・・

投資信託の購入に3つの選択肢



じっくりと一つの銘柄を長く保有したい

購入時手数料による購入



時間分散しつつ定期的に購入したい

投信積立



銘柄を入れ替えながら機動的に運用したい

投信フレックスプラン

高値近辺の頃から日経平均株価に積立投資していたら？

日経平均株価が高値近辺の1989年12月末時点から2022年7月末まで、毎月1万円ずつ積み立て投資した場合、運用資産は累計投資額の約何倍になるでしょうか。累計投資額は392万円です。

①約0.8倍

②約1倍

③約1.4倍

④約1.8倍



※上記は、過去の実績であり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。※上記日経平均株価は配当を含みません。※積立評価額は、1989年12月末から2022年7月末まで、日経平均株価に毎月末に1万円ずつ積み立てた場合のシミュレーションであり、実際の運用とは異なります。実際には日経平均株価を直接買付することはできません。※税金・手数料等は考慮していません。※上記は、積み立て投資について理解を深めていただく目的で作成したものであり、当初一括投資との有利不利を比較する目的ではありません。

高値近辺の頃から日経平均株価に積立投資していたら？

正解は④約1.8倍です。

1989年12月末から毎月1万円ずつ積み立てを開始した場合の評価額は約724万円になります。

→ (約724万円÷392万円=約1.8倍)



※上記は、過去の実績であり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。※上記日経平均株価は配当を含みません。※積立評価額は、1989年12月末から2022年7月末まで、日経平均株価に毎月1万円ずつ積み立てた場合のシミュレーションであり、実際の運用とは異なります。実際には日経平均株価を直接買付することはできません。※税金・手数料等は考慮していません。※上記は、積み立て投資について理解を深めていただく目的で作成したものであり、当初一括投資との有利不利を比較する目的ではありません。

投信積立のポイント

- ① 上昇時、下落時、**どちらの局面**でも始められる
- ② 購入単価を平準化できるため、**高値掴みを回避**できる
- ③ まとまった資金を**準備しなくても**投資が始められる
- ④ 日々の価格変動に**一喜一憂せず**投資を続けられる

ダイワの投信積立 購入時手数料無料サービス

投信積立の
購入時手数料が

0円に!

総合取引口座

毎月200万円

までの積立注文

NISA口座・ジュニアNISA口座

すべての積立注文

本サービスの対象となるお客さまは、「ダイワのeメンバー」にご登録の個人のお客さまとなります。

このようなお悩みありませんか？

マーケットに応じて
銘柄を選びたいけれど、
購入時手数料が
かさむのが
気になってしまう



運用方針や
投資対象に
興味はあるけれど、
長期で保有
できるか不安。
やめておこうかな



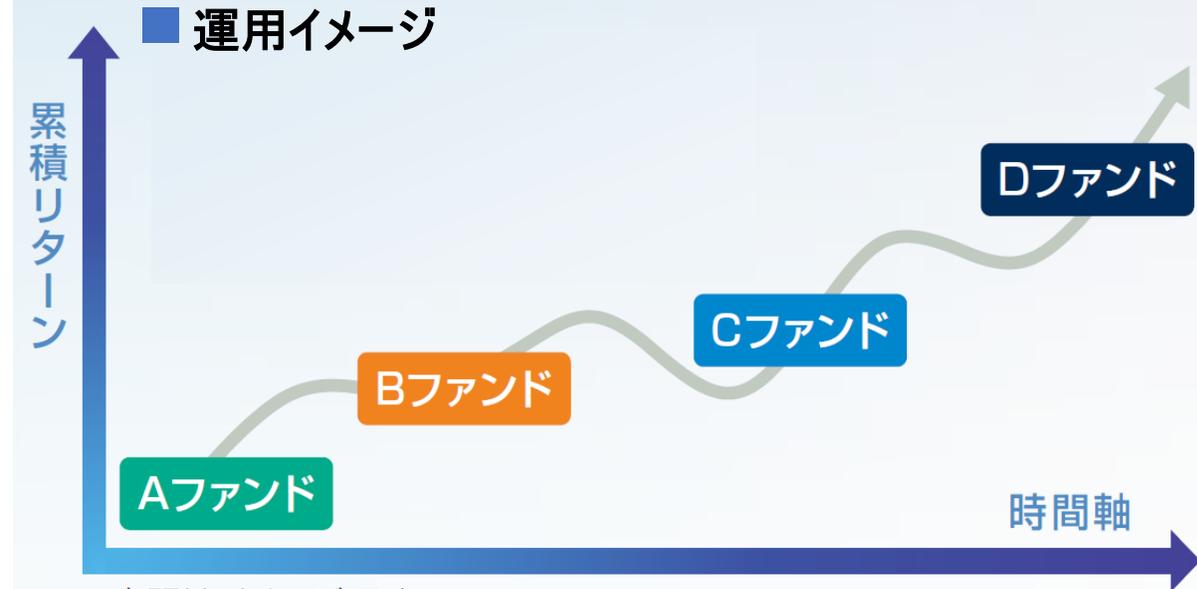
購入後、想定とは
逆の値動きになって
しまったけれど、
買ったばかりだし
しばらく様子を
見るしかないか



投信フレックスプランが**解決**します

投信フレックスプランの特徴

■ 運用イメージ



※上記はイメージです。

■ 投資対象例



※対象銘柄は当社お取扱窓口までお問い合わせください。



マーケット環境に応じて
銘柄を入れ替えながら
運用できます

400超の豊富な投資信託の
ラインナップから選択できます



ご意向にあわせて“えらべる”手数料プラン

残高フィー

投信フレックスプラン

購入時手数料を無料とする代わりに、ご購入された投資信託の評価額合計・保有期間に応じた「残高フィー」をお支払いいただきます。

- ▶ 「残高フィー」料率は、ご購入された投資信託の評価額合計に対して年率0.99%（税込）が最大となります。また、評価額合計が大きくなればなるほど、料率は低くなっていきます。
- ▶ 当社指定の投資信託1,000万円以上のご購入からご利用いただけます。

おすすめ ▶ マーケット環境に応じて銘柄を入れ替えながら運用したい場合

購入時手数料

ご購入金額に銘柄ごとに設定された購入時手数料率を乗じた金額をご購入時にお支払いいただきます。

おすすめ ▶ 一つの銘柄をじっくり中長期で保有したい場合

“はじめてご活用”のお客さまへお得なサービス

投信フレックスプラン

“はじめてご活用”キャッシュバックサービス

サービス概要

1,000万円以上をご入金の上、投信フレックスプランをご利用いただき、ご購入された投資信託に対してお支払いいただく

「残高フィー」
1カ月分相当を

キャッシュバック!

対象となるお客さま

「ダイワ・コンサルティング」コースで口座をお持ちの個人・法人のお客さまで
初めて投信フレックスプランをご利用されるお客さま

※ 大和証券の本・支店、営業所、プライベートバンキング部に口座をお持ちのお客さまが対象です。

※ 上場事業法人、金融法人、地方公共団体、共済組合のお客さまは対象外とさせていただきます。

2022年9月 投資信託 買付ランキング

	投資対象	ファンド名（略称）
1	国内株	インバウンド関連日本株ファンド 愛称：ビジット・ジャパン
2	世界株	ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド*
3	米国株	アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信**
4	国内リート	ダイワJ-REITオープン（毎月分配型）
5	世界株	フィデリティ世界バリュー株式ファンド（愛称：Value of Values）***

【ファンドの正式名称】

※ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド（毎月分配型/1年決算型） / ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド（毎月分配型/1年決算型）円コース 愛称 グロイン・マイルド/グロイン・マイルド1年

※※アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Aコース（為替ヘッジあり）/Bコース（為替ヘッジなし）/Cコース毎月決算型（為替ヘッジあり）予想分配金提示型/Dコース毎月決算型（為替ヘッジなし）予想分配金提示型

※※※フィデリティ世界バリュー株式ファンド 愛称：Value of Values Aコース（年2回決算・為替ヘッジあり）/Bコース（年2回決算・為替ヘッジなし）/Cコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり）/Dコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし）

お取引にあたってのリスクおよび手数料等について

投資信託にかかるリスクについて

ファンドは、株式、債券、投資信託証券など値動きのある証券（外貨建て資産には為替リスクもあります）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。

投資信託にかかる手数料等について

投資信託のご購入にあたっては購入時手数料（申込金額に対し、最大3.3%（税込））をご負担いただく場合があります。また、換金時に解約手数料（換金時の基準価額に対して、1口（当初1口＝1,000円）につき最大22円（税込））や信託財産留保額（換金時の基準価額に対して、最大0.5%）をご負担いただく場合があります。投資信託の保有期間中には、間接的にかかる費用として、信託財産の純資産総額に対する運用管理費用（国内投資信託の場合には信託報酬として最大年率2.1875%（税込）程度、外国投資信託の場合には管理報酬等として最大年率3.755%程度）、その他運用実績に応じた成功報酬やその他の費用・手数料等（運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません）をご負担いただく場合があります。

ご投資にあたっての留意点

投資信託にかかるリスクおよび手数料等は、それぞれの投資信託により異なりますので、当該投資信託の投資信託説明書（交付目論見書）をよくお読みください。投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、大和証券のお取引窓口までお願いいたします。

【収益分配金に関する留意事項】

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

投信残高フィー（愛称：投信フレックスプラン）のお取引にあたってのリスクおよび手数料等について

投信残高フィーの手数料などの諸費用について

●投資信託の購入時には、投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面（投資信託）の記載に基づき「購入時手数料（申込金額に対し、最大3.3%（税込）」をご負担いただく場合があります。●ただし、投信残高フィーの利用最低金額を満たすお客さまは、投資信託の購入時に投信残高フィーをご選択いただくことができます。●投資信託の購入時に投信残高フィーをご選択いただいた場合は、「購入時手数料」を無料とします。●投信残高フィーをご選択いただいた投資信託は、受渡日を基準とした残高の保有日ごとに「残高フィー」を計算します。●「残高フィー」は、投信残高フィーをご選択いただいた投資信託の残高および保有日の基準価額を用いて計算した評価額に、「残高フィー」料率（年率）に基づいた1日当たりの料率を乗じて計算します。●「残高フィー」は、半年間を計算期間とし、計算期間終了の翌月に合計して後払いにてお支払いいただきます。●「残高フィー」には消費税が課税されます。●投資信託によっては、解約時に信託財産留保額（換金時の基準価額に対して、最大0.5%）を直接的にご負担いただく場合があります。●投資信託の保有期間中には、信託財産の純資産総額に対する運用管理費用（信託報酬）として最大年率2.1875%（税込）程度、その他の費用・手数料等を間接的にご負担いただく場合があります。●「残高フィー」料率（年率）は、最大0.99%（税込）となります。●投信残高フィーのご選択には、ご購入される投資信託の投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面（投資信託）に加え、投信残高フィーに関する契約締結前交付書面をご確認いただき、投資目的等により自己の責任においてご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）等のご請求は、大和証券のお取引窓口までお願いいたします。●当社が取扱う「残高フィー」は、金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業の有価証券等管理業務の対価として受領します。

投信残高フィーご選択のリスクについて

●投信残高フィーの対象となる残高を長期で保有した場合や残高の値上がりによっては、「購入時手数料」をご選択いただいた場合よりもご負担いただく手数料額が大きくなる場合があります。

投信残高フィー（愛称：投信フレックスプラン）のお取引にあたってのリスクおよび手数料等について

「残高フィー」の税務上の取扱い

〔個人のお客さまの場合〕

- 投信残高フィーの対象となる残高の売却による所得は、税制上、上場株式等の譲渡に係る事業所得又は雑所得、譲渡所得のいずれかに該当すると考えられます。
- 上記所得のいずれに該当するかは、取得から売却までの期間を通じた取引状況、売買頻度、数量等を総合的に勘案して判断することになります。
- 投信残高フィーの対象となる残高の売却による所得が上場株式等の譲渡に係る事業所得又は雑所得に該当する場合、確定申告において、「残高フィー」は上場株式等の譲渡に係る事業所得又は雑所得の金額を計算する上で必要経費に算入されます。ただし、最終的な経費処理につきましては、所轄の税務署もしくは税理士等の専門家にご相談ください。
- 投信残高フィーの対象となる残高の売却による所得は無条件に上場株式等の譲渡に係る事業所得又は雑所得に区分されるものではない為、最終的な所得区分についてはお客さまご自身でご判断いただき、確定申告する場合などの税制上のお取扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等の専門家にご相談ください。

〔法人のお客さまの場合〕

- 法人のお客さまよりお支払いいただく「残高フィー」は、法人税に係る所得の計算上、損金の額に算入されます。ただし、最終的な経費処理につきましては、所轄の税務署もしくは税理士等の専門家にご相談ください。